

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

中部（愛知）厚生年金 事案 7775

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 25 日から 49 年 1 月 1 日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、8万円とすることが妥当である。

中部（愛知）厚生年金 事案 7776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から同年3月1日まで

B社は、A社の一部が独立してできた会社であり、会社からの命令によりA社からB社に異動した。その間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社から同社の関連会社であるB社C工場に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及びB社C工場に継続して勤務し（A社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、B社C工場において昭和29年3月1日に雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年1月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和29年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、30年2月*日に既に解散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から同年3月1日まで

申立期間はA社からB社C工場に転勤した時期であり、継続して勤務していた。申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社から同社の関連会社であるB社C工場に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社及びB社C工場に継続して勤務し（A社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB社C工場に異動した同僚は、同社C工場において昭和29年3月1日に雇用保険の資格を取得していることが確認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年1月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和29年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、30年2月*日に既に解散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和59年1月から平成元年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から58年12月まで
② 昭和59年1月から平成6年2月まで

昭和56年8月から、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低くなっている。給与が減額されたことはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和56年8月1日の随時改定により従前の13万4,000円から10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同じ職種を含む複数の同僚について、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、これらの複数の同僚から提出された給与支払明細書等によると、いずれの同僚も、同年8月から58年12月までの期間において、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社において給与が下がった記憶は無い。」と主張しているところ、同僚からも上記の随時改定による標準報酬月額の引下げに相当する給与の引下げがあったとする証言は得られない。

申立期間②のうち、昭和59年1月から平成元年9月までの期間について、

A社及び同社の関連会社であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、前述の昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられ、かつ、59年1月1日付けでA社からB社に異動した同僚が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同じ職種であった複数の同僚から提出された給与支払明細書等によると、いずれの同僚も、当該期間において、前述のA社における随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、「B社に異動後も、勤務形態や給与体系に変更は無く、給与の減額も無かった。」と主張しているところ、複数の同僚も「B社において、給料の引下げは無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和59年1月から平成元年9月までの期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社はいずれも既に適用事業所ではなくなっている上、A社の当時の事業主に照会したものの回答が得られず、B社の事業主は既に死亡しているため確認することができないが、複数の同僚が保管する給与支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、いずれの事業主も、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成元年10月から6年2月までの期間については、申立人の保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料が無い上、申立人と同じ職種を含む複数の同僚の給与支払明細書等における保険料控除額に基づく標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年12月の標準報酬月額の記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準賞与額の記録については、1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 9 月から同年 12 月まで
② 平成 15 年 8 月 5 日
③ 平成 15 年 12 月 31 日

申立期間①の給与額については、前年と変わりなく 23、24 万円であり、保険料も前年と同額だった。また、平成 15 年 8 月と同年 12 月に賞与が支給されていたので、年金の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成15年9月の定時決定時に、社会保険事務所において報酬月額を2万4,000円と記録したことにより、9万8,000円とされていることが確認できる。

しかし、申立期間①に係るA社の平成15年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の標準報酬月額を24万円として決定してい

ることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（24万円）であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年12月については、事業主が保管している同年の賃金台帳により、申立人は、当該期間において、上記で訂正される標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、上記で訂正される標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているものの、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金台帳で確認できる報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、事業主が保管している上記賃金台帳により、申立人は、当該期間において、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出し、保険料も納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が上記賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与支払額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、上記賃金台帳には当該期間に賞与が支払われた記録が無く、賃金台帳の支払金額の合計額と申立人が提出した平成15年分源泉徴収票の支払金額は一致している。

また、事業主は上記賃金台帳のほかに資料を保管していないと回答しており、申立人も賞与明細書を保管していないことから、当該期間に賞与を支給された事実を確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を56万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月18日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の賞与記録については、保険料徴収の時効成立後の届出であるため、給付に反映されない記録となっている。当該記録が給付に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及びB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成25年3月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によつ

て消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及びB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳における当該賞与額から56万2,000円とすることが妥当である。

中部（石川）厚生年金 事案 7781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 16 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、B社に昭和34年に入社し、その後同社の販売会社であるC社のD営業所に異動になった。同社D営業所は39年にE社と合併し、A社となったが、40年9月末に退職するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間について複数の同僚の勤務状況等照会が送付されてきたので、自分の年金記録を確認したところ、2か月の空白があることが分かった。

申立期間については、継続して勤務し、当時の資料は無いが保険料は控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日付けでC社D営業所からA社に異動した同僚が所持する申立期間に係る給料明細書及び同僚の証言から判断すると、申立人がF社の関連会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F社が保管する申立人と同日付けでC社からA社に異動した元同僚に係る人事記録から判断して、昭和39年12月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当

である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所であったことが確認できない。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は昭和39年12月＊日に設立登記されている上、C社D営業所からA社に異動した複数の元同僚が、申立期間当時、5人以上の従業員が継続して勤務していたと証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7782

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年1月16日、資格喪失日が57年1月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を56年1月16日、資格喪失日を57年1月16日とし、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 16 日から 57 年 1 月 16 日まで

私は、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間が空白になっていたの
で不審に思い年金事務所に照会した。その回答として、資格取得日及び資格
喪失日に係る届出が2年以上経過後に申立事業所から提出されたが、時効に
より保険料を徴収できないことから、年金額に反映されないとのことであつ
た。

しかし、申立期間当時、C社（現在は、D社）において、私が所属してい
た部署が一時的にA社の管轄となったが、勤務地、仕事内容は変わらず、継
続して勤務していた。厚生年金保険料についても給与から控除されていたの
で、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、及び同社が保管する申立人に対する昭和56年1月16日付け人
事発令から、申立人は、申立期間においてA社の正社員として継続して勤務し
ていたことが確認できる。

また、前述の人事発令によると、C社で申立人と同一部署で勤務し、申立人

と同時にA社勤務を命じられた8人のうち、6人は同社において被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和55年12月及び57年1月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年1月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月10日から同年7月1日まで
C社D製作所から出向でA社勤務となり継続して勤務していたが、異動となった時期の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E厚生年金基金の加入記録、雇用保険の記録並びにC社D製作所及び同社の関連会社であるB社からの回答により、申立人は、C社D製作所及びA社に継続して勤務し（昭和50年6月10日にC社D製作所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E厚生年金基金の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3578

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和49年*月はまだ学生だったので、父親がA町で国民年金の加入手続を行い、私が結婚（51年4月）するまでは父親が国民年金保険料を納付してくれた。結婚の際に保険料の領収書が貼り付けてある年金手帳を父親からもらったが、その年金手帳を無くしたため、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月29日に払い出され、これ以前に申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年5月29日に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。同町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「51. 5. 29 資格取得届」、「51. 4. 1 大学卒業」との記載が確認できることから、この加入手続の際に、申立人は、申立期間について、制度上、遡って資格取得することができない任意加入対象者である学生として取り扱われ、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得することなく、学校卒業後の同年4月1日に強制加入被保険者として資格取得する事務処理が行われたことがうかがえる。このため、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、父親は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付してくれたとする理由として、申立人の兄が20歳から国民年金に加入し、申立人と同様に父親が保険料を納付してくれていたと思われることを挙げている。オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この加入手続の際に20歳到達時である45年*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。これらのことから、20歳到達時に被保険者資格を取得していた申立人の兄と、申立期間において国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、兄の保険料が20歳から納付されていることをもって、父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3579

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年1月まで

申立期間当時、私は定職に就いていなかったため、家族の国民年金保険料を納付していた母親が、私の分も同様に納付してくれていた。母親は高齢で詳しいことまでは覚えていないが、申立期間について、母親の保険料は納付済みであり、私の保険料は未納とされているのは納付できないので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人に係る国民年金加入手続を行った記憶は無く、いきなり役所から納付書が届き、毎月、金融機関で一人当たり1万2,000円か1万3,000円ぐらいの国民年金保険料を納付していたとしているところ、通常、加入手続を行っていない者に対して納付書が送付されることは無く、保険料月額も申立期間当時の額（昭和63年度は7,700円及び平成元年度は8,000円）とは相違していることから、母親の記憶は明確ではなく、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対して、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間当時居住していたとするA市においても、申立人が国民年金に加入していたことは確認できない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、申立人に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、母親が家族の国民年金保険料を納付して

おり、母親の保険料が納付済みであるのに、自身の保険料が未納とされているのは納付できないとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿、A市の国民年金保険料検認状況一覧票及びオンライン記録によると、母親については、昭和51年7月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その後に保険料が納付されていたことが確認できるため、国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、母親の納付記録をもって、母親が申立人に係る申立期間の保険料についても納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3580（富山国民年金事案 150、164、212 及び 253 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年10月まで

昭和41年8月にA市役所B支所で国民年金の加入手続をして、同年8月の国民年金保険料については、同支所の窓口で納めたが未納とされている。また、同年9月から43年10月までの保険料については、毎月、町内の集金担当者に納めていたが、その集金担当者に保険料を横領されたため未納とされているとして申立てをしたところ、平成22年4月7日付け、同年7月14日付け、23年8月10日付け及び24年7月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

今回、昭和41年8月に行った国民年金の加入手続及び同年8月の国民年金保険料の納付については、当時のことを知るA市役所B支所の元職員の連絡先が分かり、証言をしてくれる上、同年9月から43年10月までの保険料納付については、当時の集金担当者の横領事件を聞いていた方が書面を提出してくれたので、改めて審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで同一の申立期間について4回の申立てを行っており、1回目の申立てについては、i) 申立人が所持する国民年金手帳には昭和43年11月20日の発行印があり、資格取得日が同年11月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり国民年金保険料を納付することができなかったこと、ii) 当該手帳には昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄に検認スタンプが無いこと、iii) 43年度の印紙検認記録の43年10月の欄に「この月以前不要」の押印が確認できること、iv) 申立人が保管している国民年金保険料納付票（昭和46年度から納入カード）には、申立

期間において集金人の領収印が無いことなどから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年4月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てにおいて、申立人は、申立人が主張する集金担当者が、申立期間当時、実際に集金を行っており、申立期間の国民年金保険料を横領したことを証言できる者として3人の氏名を提示した。しかし、そのうち2人の証言者は、申立期間の保険料の納付状況及び申立人が主張する集金担当者が申立人の保険料を横領したかどうかについては知らないと証言しており、申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる具体的な証言は得られないなど、ほかに年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てにおいて、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から43年10月までの国民年金保険料が横領されたとの主張に関して、当時のことを知る5人が証言したとする録音テープを新たな資料として提出した。しかし、当該録音テープに証言したとする5人からは、保険料が横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な証言は得られない上、申立人がA市役所B支所において納付したとする41年8月の保険料については、申立人からは新たな資料等の提出も無いことから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年8月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目の申立てにおいて、申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月の国民年金保険料の納付について、当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況を知っているとするA市役所B支所の元職員の名前を挙げたほか、同年9月から43年10月までの保険料については、集金担当者による横領事件を聞いていたとする者の書面を新たな資料として提出した。しかし、元職員の連絡先が明らかでないため、国民年金の加入手続及び同年8月の保険料の納付状況について確認ができない上、書面を提出した者からは、横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な証言が得られなかったことから、既に年金記録確認富山地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年7月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月に行った国民年金の加入手続及び同年8月の国民年金保険料の納付については、4回目の申立てにおいて名前を挙げていたA市役所B支所の元職員の名前が誤っていたため、正しい名前と連絡先を挙げたほか、同年9月から43年10月までの保険料については、集金担当者による横領事件を聞いていたとする者（7人）の書面を新たな資料として提出している。

しかしながら、申立人がA市役所B支所の元職員であったとしている者は、

昭和 41 年 8 月には同支所に配属されていなかったとしており、当時の状況を確認することはできないほか、当該元職員を証言者としている申立人は、当時の国民年金に係る記憶が明確ではないことがうかがえる。

また、書面を提出した者からの聴取においては、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料を納付したが横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な証言は得られない。

そのほかに年金記録確認富山地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年頃、国民年金の加入手続をA市B出張所で行った。その後、同出張所で国民年金保険料を元夫の分と一緒に納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年8月にA市において元夫と連番で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、36年4月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しているため、申立人は遡って保険料を納付することができなかったほか、同年7月から40年3月までの保険料については、過年度保険料として納付が可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度保険料として遡って納付したとまでは推認することができない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及び申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとしている元夫のいずれについても申立期間に係

る保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は確認できず、オンライン記録との食い違いは無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月30日から32年10月23日まで
申立期間については、船員保険の被保険者記録が無い期間とされているが、A社では乗船勤務20年の表彰を受けており、当該期間においても引き続き勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社から乗船勤務20年の表彰を受けており、年金記録が無い期間においてもA社で引き続き勤務していた。」と述べているところ、申立人が名前を挙げている同僚（船長）は、「年金記録が無いとされている期間についても、申立人は、私が船長をしていた船に乗っていたと思う。船に乗っていれば船員保険に加入するものと思うので、給与から保険料が引かれていたと思う。」と証言している。

しかしながら、申立人が当時の同僚として名前を挙げている上記船長とは別の同僚二人のオンライン記録によると、一人は申立人と同様に被保険者期間が欠落した記録となっており、もう一人は、A社における被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は平成7年7月13日に船員保険は適用されなくなっており、商業登記簿謄本によると、8年3月*日に解散している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7786（愛知厚生年金事案 7179 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から4年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年4月20日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から4年4月20日まで

新たに提出した資料（離婚した申立人の元妻が、申立人のA社における勤務期間を記載したもの）から分かるとおり、私は、申立期間において同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間の始期を前回の平成元年6月から同年2月に、また終期を前回の3年10月から4年4月20日に変更するので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は平成元年6月頃から3年10月頃まで）に係る申立てについては、i）雇用保険の記録及び申立人から提出された「就労証明書（A社作成）」により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められるものの、当時の事業主が当該期間において申立人を厚生年金保険に加入させた記憶は無いと回答している上、申立人が名前を挙げた当時の役員は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認ができないこと、ii）厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、同社は、申立期間のうち、平成元年7月25日以前の期間について適用事業所であった記録が確認できないことから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく24年2月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「私が平成元年2月から4年4月20日までA社に勤務していたことを、私の元妻が覚えている。」として、申立期間の始期及び終期を変更するとともに、申立人の元妻が記載した資料を提出し、再度申立てを

行っている。

しかしながら、元妻から提出された資料では、申立人がA社に勤務していたとされる期間が記載されているのみであり、保険料の控除がうかがえる記載は無い。

また、申立人は、元妻が記載した当該資料により、申立期間を前回の平成元年6月頃から3年10月頃までの期間から元年2月から4年4月20日までの期間に変更しているが、申立期間のうち、元年2月から同年6月までの期間については、雇用保険の記録が確認できない上、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録により、当該期間においてA社が適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立期間のうち、平成元年6月から3年12月までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことがうかがえるものの、当時の事業主は、「申立人の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料は残っていないが、当該期間において、申立人を厚生年金保険に加入させた記憶は無い。」と回答しており、当該期間において同社の被保険者記録が認められる同僚も、「当時のことは覚えていない。」と証言している上、申立人が名前を挙げている役員も既に死亡していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

これらを総合的に判断すると、元妻から提出された資料は年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成元年2月から4年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成4年1月1日から同年4月20日までの期間については、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、訂正は必要ない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月頃から 45 年 2 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 6 日から 48 年 6 月 9 日まで

A社における厚生年金保険の記録は、昭和 45 年 2 月 1 日から同年 3 月 6 日までとされているが、同社には 44 年 11 月頃から 48 年 6 月 9 日まで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者に確認したところ、「当社は技術を確認してから正式採用をしており、入社してから1、2か月程度の社会保険に加入させない試用期間を設けていた。」と回答しているところ、申立人は昭和 45 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

また、申立期間②について、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「申立人はA社に継続して勤務しておらず、退社や入社を繰り返していたため、勤務期間は分からない。B社に行く前までは出入りしていたかもしれない。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚の中に、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者や、実際の勤務期間より厚生年金保険の被保険者期間が短いとする複数の同僚の証言があることから、同社では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和57年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、同社の資料は保管されていないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人は、健康保険被保険者証を使ってC医院及びD医院で受診したと主張するが、C医院は既に廃院となっており、D医院は申立人に係る申立期間①及び②当時の診療録を保管しておらず、当該医療機関で受診したことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。